

件 名	新食品表示制度に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区京島 東京都豆腐商工組合 理事長 G			
受 理 年 月 日	平成 2 5 年 8 月 2 3 日	受 理 番 号	第 8 号	

要 旨

下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。

- 食品表示法の施行に当たり、栄養成分表示が義務化されるが、小規模な食品関連事業者が無理なく実施できるよう配慮した検討を行うこと。
- 食品表示法に規定されることを実施するに当たり、小規模な食品関連事業者の費用及び作業負担の軽減、さらには事業者支援を考慮した検討を行うこと。
- 一般消費者への普及啓発を実施するとともに、一つの相談窓口で対応ができるようにすること。

(理 由)

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）、農林物資の企画化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）及び健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）の食品表示に関する規定を統合して、平成 2 5 年 6 月 2 1 日に新たに食品表示法が制定されました。新たな食品表示法は、用語の統一、栄養成分表示の義務化、是正措置等が盛り込まれていますが、詳細な規定等については、今後検討されることとなっています。

墨田区内の豆腐製造営業施設は、ほとんどが家族経営で対面販売が中心です。また、経営者は高齢化が進んでおり、後継者がいないため施設数は減少傾向にあります。

このような状況で新たな表示制度が導入された場合、包装資材の作り直し、印刷用プリンターの買替え等の費用負担がかかるほか、高齢化した経営者が新制度を理解して作業するには多大な負担となります。

さらに、食品表示法が施行されるに当たり、様々な問い合わせや相談が増加すると思われることから、相談窓口を一本化するとともに、一般消費者に対しての普及啓発活動を行う必要があります。

よって、食品表示法の施行までの間において、十分な環境整備と経過措置を講ずるよう国へ要望するものです。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上